

ガス導管事業者の 託送収支の事後評価について

第 3 7 回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2 0 2 3 年 3 月 3 日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

ガス導管事業者の2020年度託送収支事後評価のフォローアップについて

- ガス導管事業者の2020年度託送収支の事後評価においては、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を2021年11月に実施し、超過利潤累積額が一定水準を超過した、又は乖離率が-5%超過した事業者の抽出等を行った。
- また、追加的な分析・評価として、法令に基づく事後評価において超過利潤累積額が一定水準を超過した、又は乖離率が-5%超過した事業者のうち、会計年度4-3月事業者（計8社）について、2022年11月に料金改定の届出内容の確認を行った結果、うち1社（2地区）において内容は妥当とはいえないとされた。
- 今般、この1社（2地区）について、2022年度期中の実績確認を行う。

	2021年		2022年				2023年	
	11月（第10回 会合）	12 月	2月（第11回会 合）	3月		11月（第25回会合）		3月（今回）
会計 年度 1-12月 事業者	法令に基づく事後 評価 以下の事業者の 抽出、聴取・確認 を実施	料金 改定 届出	追加的な分析・ 評価 基準超過事業者 の料金改定届出 内容確認			追加的な分析・評価 料金値下げの内容が妥当 と認められ、 該当なし 事業者の 2022年度期中の実績確 認		
会計 年度 4-3月 事業者	・超過利潤累積 額一定水準超 過（ストック管 理） ・乖離率-5%超 過（フロー管理）			料金 改定 届出		追加的な分析・評価 基準超過の事業者の料 金改定届出内容確認		追加的な分析・評価 料金値下げの内容が妥 当とはいえない事業者 の2022年度期中の実績 確認

ガス導管事業者の2021年度託送収支事後評価について

- ガス導管事業者の2021年度託送収支の事後評価においては、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を昨年11月に実施し、超過利潤累積額が一定水準を超過した、又は乖離率が-5%超過した事業者の抽出等を行った。
- 今般、追加的な分析・評価として、法令に基づく事後評価において超過利潤累積額が一定水準を超過し、すでに値下げ届出を行った会計年度1-12月事業者（1社）について、料金改定の届出内容の確認を行う。

	2022年		2023年				2024年	
	11月（第25回 会合）	12 月	3月（今回）	3月		10月頃		2月頃
会計 年度 1-12月 事業者	法令に基づく事後 評価 以下の事業者の 抽出、聴取・確認 を実施	料金 改定 届出	追加的な分析・ 評価 基準超過の事業 者の料金改定届 出内容確認			追加的な分析・評価 料金値下げの内容が妥当 と言い切れない事業者の 2023年度期中の実績確 認（該当あれば）		
会計 年度 4-3月 事業者	・超過利潤累積 額一定水準超 過（ストック管 理） ・乖離率-5%超 過（フロー管理）			料金 改定 届出		追加的な分析・評価 基準超過の事業者の料 金改定届出内容確認		追加的な分析・評価 料金値下げの内容が妥 当と言い切れない事業者 の2023年度期中の実績 確認（該当あれば）

**1. 料金値下げ内容が妥当と言い切れないと
された会計年度4-3月事業者の
2022年度の期中における実績確認
(2020年度事後評価に係るもの)**

**2. 法令に基づく事後評価で基準を超過した
会計年度1-12月事業者の
料金改定届出内容の確認
(2021年度事後評価に係るもの)**

本日は報告する事項

- 第25回料金制度専門会合（2022年11月14日）において、2020年度託送収支の事後評価においてストック管理、フロー管理の基準を超過した会計年度4-3月事業者8社（うち1社においては2地区）の料金値下げ届出の内容等について確認を行った。
- 当該確認において、料金値下げ内容が妥当とは言い切れない事業者が1社（2地区）確認された。この1社（2地区）については、2022年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況进行评估し、実績が想定と乖離している場合には、2023年度の事業開始までに合理的な値下げをすることを要請することとされた。
- 本日は、この1社（2地区）の実績（見込み）を確認したため、その結果を報告させていただく。

(参考) ①－1. 新料金における需要量の確認

第25回料金制度専門会合（2022年11月14日）
資料4より抜粋

- 今般の料金改定において、新料金における想定需要量が、2018～2020年度の需要量実績や今後の需要量見込みを考慮した数字となっているかを確認した。
- 事業者から聴取した情報をもとに事務局で分析したところ、1社（1地区）を除き、2018～2020年度実績や2021年度実績見込みを踏まえ新料金の想定需要を見積もっており、各社ともおおむね妥当な想定と考えられる。1社（1地区）については、旧料金における想定需要量を実績値が上回るにもかかわらず、新料金の想定需要量が旧料金を下回っているため、次頁のとおり追加確認を行った。

追加確認 要否	事業者名	需要量（千m ³ ）			
		2018～2020年度の 想定3年平均	2018～2020年度の 実績3年平均	2021年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
不要	釧路ガス	31,363 ^{※1}	39,161	43,886	44,313
	秋田県天然瓦斯輸送	20,087	19,999	20,472	19,266
	東海ガス （焼津・藤枝・島田地区）	140,889	133,226	136,540	138,392
	関西電力（姫路地区）	227,000 ^{※2}	199,154 ^{※2}	216,536	294,091
	四国電力	35,501 ^{※3}	35,456 ^{※3}	38,812	37,951
	久留米ガス	34,913 ^{※1}	33,971	35,945	36,228
	九州ガス	22,153 ^{※1}	22,651	22,600	27,472
	大分ガス	50,658 ^{※1}	53,577	79,716	77,155
要確認	関西電力（堺地区）	70,417 ^{※2}	74,951 ^{※2}	92,614	70,054

※1 原価算定期間である2017～2019年度の数値の平均

※2 原価算定期間である2019～2021年度の数値の平均

※3 原価算定期間である2019～2020年度の数値の平均

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

(参考) ①ー2. 新料金における需要量の確認

第25回料金制度専門会合（2022年11月14日）
資料4より抜粋

- 今後の需要見込みを新料金における想定需要に反映できていない可能性がある1社（1地区）（新料金の想定需要が旧料金における実績需要を下回り、且つ、2021年度実績見込みをも下回る事業者）から想定需要の合理性について聴取したところ、その理由は以下のとおりであった。
- 当該事業者は限られた託送供給依頼者にのみ供給を行っている特定ガス導管事業者であり、相手方へのヒアリング結果に基づいて需要量想定を算出しているため、問題ないものと考えられる。

事業者名	需要量（千m ³ ）				
	2019～ 2021年度の 想定3年平均	2019～ 2021年度の 実績3年平均	2021年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均	新料金の想定需要が旧料金における実績需要を下回り、且つ、 2021年度実績見込みをも下回る合理的な理由（事業者説明）
関西電力 （堺地区）	70,417	74,951	92,614	70,054	➤ 託送供給依頼者へのヒアリングの結果、過去実績より低い計画値となっている。

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

(参考) ②ー1. 新料金における費用の確認

第25回料金制度専門会合（2022年11月14日）
資料4より抜粋

- 今般の料金改定において、新料金における想定費用が適正に算定されているか確認を行った。
- 今回確認した8社（うち1社においては2地区）については、いずれも総括原価方式により原価を算定しているため、届出上限値方式を採用する場合と比べて、より精緻に算定されたと考えられる。
- 他方で、うち1社（2地区）につき、新料金における想定費用が、旧料金の実績費用を考慮していない可能性があると考えられたため、次頁にて追加確認を行った。

追加確認要否	事業者名	原価算定方式	費用（千円）			
			2018～2020年度の 想定3年平均	2018～2020年度の 実績3年平均	2021年度の実績見込み	新料金の 想定3年平均
不要	釧路ガス	総括原価	1,368,165 ^{※1}	1,568,412	1,728,082	1,657,952
	秋田県天然瓦斯輸送	総括原価	255,425	231,267	285,427	233,907
	東海ガス (焼津・藤枝・島田地区)	総括原価	2,460,427	2,160,170	2,110,770	2,029,516
	四国電力	総括原価	4,542 ^{※3}	4,492 ^{※3}	6,716	3,401
	久留米ガス	総括原価	1,029,418 ^{※1}	940,628	889,303	936,486
	九州ガス	総括原価	1,104,352 ^{※1}	1,014,342	944,136	946,747
	大分ガス	総括原価	2,168,059 ^{※1}	2,115,481	1,929,485	1,770,881
要確認	関西電力（堺地区）	総括原価	129,470 ^{※2}	92,362 ^{※2}	92,732	129,256
	関西電力（姫路地区）	総括原価	723,122 ^{※2}	438,260 ^{※2}	452,783	739,002

※1 原価算定期間である2017～2019年度の数値の平均
 ※2 原価算定期間である2019～2021年度の数値の平均
 ※3 原価算定期間である2019～2020年度の数値の平均
 ※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

(参考) ②-2. 新料金における費用の確認

第25回料金制度専門会合（2022年11月14日）
資料4より抜粋

- 新料金における想定費用が、旧料金の実績費用を考慮していない可能性があると考えられた1社（2地区）から、想定費用の合理性を聴取したところ以下のとおり。
- 新料金において計上している費用のうち、導管の延伸については一定の不確実性が伴うとのことであるが、当該事業者は導管延伸の可能性を追求しており、合理的な費用と認めても良いと考えるかどうか。

事業者名	費用（千円）				
	2019～ 2021年度の 想定3年平均	2019～ 2021年度の 実績3年平均	2021年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均	旧料金における実績費用が旧料金の想定費用を下回るにもかかわらず、 新料金の想定費用が旧料金における実績費用を上回る合理的な理由 （事業者へのヒアリング結果）
関西電力 （堺地区）	129,470	92,362	92,732	129,256	（旧料金における実績費用が旧料金の想定費用を下回った理由） ➢ 当該期間中に減価償却費の算定方法を定率法から定額法に改めたため。 ➢ 原価算定時に見込まれていた大口修繕に係る費用が、実施方法の変更により一部不要となったため。 ➢ <u>新規顧客向けに導管の延伸を行う可能性があるため、導管新設に先立つ埋設物調査等に関する委託費に係る予算を計上したが、実際には導管延長計画が開始されなかったため。</u> （新料金の想定費用が旧料金における実績費用を上回る理由） ➢ <u>今後、新規顧客向けに導管の延伸を行う可能性があるため、導管新設に先立つ埋設物調査等に関する委託費に係る予算を計上するもの。</u>
関西電力 （姫路地区）	723,122	438,260	452,783	739,002	（旧料金における実績費用が旧料金の想定費用を下回った理由） ➢ 当該期間中に減価償却費の算定方法を定率法から定額法に改めたため。 ➢ <u>新規顧客向けに導管の延伸を行う可能性があるため、導管新設に先立つ埋設物調査等に関する委託費に係る予算を計上したが、実際には導管延長計画が開始されなかったため。</u> （新料金の想定費用が旧料金における実績費用を上回る理由） ➢ <u>今後、新規顧客向けに導管の延伸を行う可能性があるため、導管新設に先立つ埋設物調査等に関する委託費に係る予算を計上するもの。</u> ➢ 既に予定されている導管延伸により、減価償却費が増加するもの。

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

(参考) 今般の料金改定届出内容の確認結果 (まとめ)

第25回料金制度専門会合 (2022年11月14日)
資料4より抜粋

- 前頁までの確認結果を踏まえ、1社 (2地区) については費用について論点があるが、当該論点が妥当とされる場合には、他の7社も含めて、いずれも妥当な想定であると考えられる。

※想定が妥当ではないと考えられる事業者については、以下を要請することとしてはどうか。

「2022年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2023年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」

確認結果		事業者名	乖離率計算書			新料金	
			想定単価 (円/㎡) (A)	実績単価 (円/㎡) (B)	乖離率 ※2	平均単価 (円/㎡) (C) ※1	料金改定率 ※3
需要	費用						
-	-	釧路ガス	46.08	42.05	-8.7%	41.03	-10.96%
-	-	秋田県天然瓦斯輸送	13.09	12.38	-5.4%	12.80	-2.2%
-	-	東海ガス (焼津・藤枝・島田地区)	18.15	17.82	-1.9%	15.79	-13.0%
問題 なし	要確認	関西電力 (堺地区)	2.45	1.86	-24.1%	2.42	-1.0%
-	要確認	関西電力 (姫路地区)	3.63	2.92	-19.6%	3.60	-0.7%
-	-	四国電力	0.22	2.01	813.6%	0.09	-59.1%
-	-	久留米ガス	30.82	29.96	-2.8%	28.22	-8.4%
-	-	九州ガス	52.14	49.86	-4.4%	36.23	-30.5%
-	-	大分ガス	46.97	43.52	-7.3%	26.16	-44.3%

※1 平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量

※2 乖離率 = (B - A) / A

※3 料金改定率 = (C - A) / A

(参考) 第25回会合の御指摘事項

- 第25回会合（2022年11月14日）において、料金値下げ内容が妥当とは言い切れない事業者について以下の御指摘をいただいた。

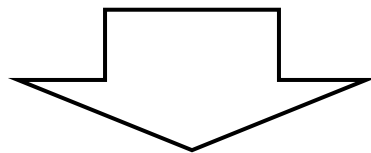
委員からの御指摘事項

- …新規の需要が獲得できて、導管は延伸しなければいけないような新規の需要が獲得できて、そのときには延伸をしなければいけないのだけれども、そのために調査が必要です。それは確かにそうなのでしょう。だけど、これは具体的にどんな顧客が取れそうなのかとかいうこと、どの地区で取れそうなのかということの具体性は一切なく、単にその可能性があるといっているだけなんですよね。だから、そもそも前の3年間の原価にこんな不確かでない加減なものが入っていたということ自体が相当おかしいと思うんですけれども、百歩譲って、でも可能性というのはある程度あったのだから入れるということ。百歩譲ってそれが正当だったとしても、実績ではそれは支出されなかったわけですよね。…
（中略）それは、前の年度にやるべきだったことを繰り延べたら、2回同じ投資というので計上されて、ちゃんと誠実に計画どおり見通したら1回分しか認められないなんて、そんなむちゃなことって本当に認められるんでしょうか。これは料金原価という考え方に著しく反するというか、私たちが普通、常識と思っていたものと著しく反する発想だと思います。（松村委員）
- …これまでのところで想定していた費用は回収し終わっていて、新たに原価に入れる必要はないと説明されていると思ったので、特段何か追加的な埋設工事の調査などが必要でもなければ、原価から除くのが適切と思いました。（圓尾委員）

2022年度実績（見込み）確認における全体像

【確認内容】

- 2022年度単年での乖離率（見込み）を確認する。
- 2022年度の需要量と費用の実績（見込み）と想定を比較する。
- 2022年度の需要量と費用の実績（見込み）と想定が乖離している場合は、2023年度の事業開始までに自主的に合理的な料金値下げを行うかどうかについて確認する。



【対応案】

- 2023年度の事業開始までに自主的に料金値下げを行う事業者については、その料金値下げの内容の妥当性について、今後の法令に基づく事後評価において確認を行う※。
- 2023年度の事業開始までに自主的に料金値下げを行わない予定の事業者については、2022年度の乖離率（見込み）と、需要量と費用の実績（見込み）と想定と比較をそれぞれ確認した際に妥当ではないと判断された場合、2023年度の事業開始までに合理的な料金値下げをすることの要請を行う。

※ 今回の確認においては、**対象事業者は自主的に2023年度の事業開始までに料金値下げを行う**ことが確認された（後述のとおり）。

2022年度単年での乖離率について

- 各地区の2022年度単年での乖離率（見込み）※¹は以下のとおりであり、2022年度単年での乖離率についても、基準となる-5%を大きく超過している。
- 次頁以降で、需要量、費用それぞれの実績（見込み）と想定の確認結果を記載する。

※¹ 仮に2022年度期中に料金改定をする場合、その準備にあたり数か月程度の算定期間が必要であり、会計年度末付近まで実績の確定を待つと、料金改定が間に合わず、現行料金のまま翌年度の事業が開始される可能性がある。そのため、未到来部分は見込み値を報告いただくこととし、次頁以降においても、実績値のみでの確認（4～9月）、実績見込み値を含んだ確認（4～3月）の2つに分けて記載している。

事業者名	2022年4～9月の乖離率			2022年4月～2023年3月の乖離率（見込み）		
	想定単価 (円/m ³) (A)	実績単価 (円/m ³) (B)	乖離率 ※ ²	想定単価 (円/m ³) (A)	実績見込み単 価 (円/m ³) (B)	乖離率 見込み ※ ²
関西電力 (堺地区)	0.50	-0.24	-147.4%	0.60	0.24	-61.0%
関西電力 (姫路地区)	3.23	2.54	-21.4%	3.36	3.05	-9.4%

※² 乖離率 = (B - A) / A

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2022年度需要量の妥当性の確認

- 各地区の2022年度の需要量について、実績（見込み）と想定と比較をしたところ、その結果は以下の表のとおり。
- いずれも、2022年度需要量の実績（見込み）は、想定を下回っていた。

確認 対象	事業者名	需要量（千m ³ ）											
		実績値のみで比較(4～9月のみ)						実績見込み値を含む比較（4～3月）					
		(参考) 2019 年度 実績	(参考) 2020 年度 実績	(参考) 2021 年度 実績	2022 年度 想定	2022 年度 実績	2022 年度 実績と 想定 の ずれ	(参考) 2019 年度 実績	(参考) 2020 年度 実績	(参考) 2021 年度 実績	2022 年度 想定	2022 年度 実績 (見込 み)	2022 年度 実績（見 込み）と 想定 の ずれ
-	関西電力 (堺地区)	14,760	33,153	36,210	54,143	37,576	-30.6%	55,676	71,156	92,614	89,787	77,265	-14.0%
-	関西電力 (姫路地区)	91,282	89,458	109,747	122,733	102,670	-16.4%	188,316	189,116	216,536	235,978	215,679	-8.6%

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2022年度費用の妥当性の確認

- 各地区の2022年度の費用について、想定と実績（見込み）の比較をしたところ、その結果は以下の表のとおり。
- いずれも実績見込みが想定を下回っていることが確認されたため、その理由を事業者から聴取したところ、回答は次頁のとおり。

確認対象	事業者名	費用（千円）					
		実績値のみで比較(4～9月のみ)			実績見込み値を含む比較（4～3月）		
		2022 年度 想定	2022 年度 実績	2022 年度 実績と 想定 の ずれ	2022 年度 想定	2022 年度 実績 見込	2022年度 実績見込と 想定 の ずれ
●	関西電力 (堺地区)	27,071	-8,913	-132.9%	54,143	18,158	-66.5%
●	関西電力 (姫路地区)	396,581	260,606	-34.3%	793,163	657,187	-17.1%

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

2022年度費用の妥当性の確認

- 2022年度費用の実績見込みが想定を下回っている理由を事業者に聴取したところ、以下のとおり。

事業者名	費用（千円）						実績が想定を下回る理由
	実績値のみで比較 (4～9月のみ)			実績見込み値を含む比較 (4～3月)			
	2022 年度 想定	2022 年度 実績	2022年度 実績と想定 のずれ	2022 年度 想定	2022 年度 実績 見込	2022年度 実績見込と 想定とのずれ	
関西電力 (堺地区)	27,071	-8,913	-132.9%	54,143	18,158	-66.5%	・新規顧客向けに導管延伸を行う可能性があるため、導管新設に先立つ埋設物調査等に関する委託費に係る予算を原価算入したが、埋設物調査等が発生しなかったため。 ・一部人件費について、託送供給に関する額だけではなく、製造費等も含んだ堺エリアのガス事業全体の額を誤って原価に算入したため。 ・いずれも原価算定の適正化を図ることで今後乖離は発生しない見込み。
関西電力 (姫路地区)	396,581	260,606	-34.3%	793,163	657,187	-17.1%	・「事業税」を託送供給に関する額だけではなく、製造費等も含んだ姫路エリアのガス事業全体の額を誤って原価に算入したため。 ・新規顧客向けに導管延伸を行う可能性があるため、導管新設に先立つ埋設物調査等に関する委託費に係る予算を原価算入したが、埋設物調査等が発生しなかったため。 ・いずれも原価算定の適正化を図ることで今後乖離は発生しない見込み。

※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

今回の確認結果を踏まえた対応方針案

- 今回、事業者より2023年度の事業開始までに、総括原価方式により自主的に料金値下げを行うとの意向が示された。
- 料金値下げは届出制であり、2023年4月より値下げを行った料金が適用されるが、各地区における値下げ後の料金の妥当性については、今後実施する法令に基づく事後評価の中で確認を行うこととしたい。

事業者名	2022年度期中の値下げ予定	原価算定方式
関西電力（堺地区）	有	総括原価方式
関西電力（姫路地区）	有	総括原価方式

1. 料金値下げ内容が妥当と言い切れないと
された会計年度4-3月事業者の
2022年度の期中における実績確認
(2020年度事後評価に係るもの)

2. 法令に基づく事後評価で基準を超過した
会計年度1-12月事業者の
料金改定届出内容の確認
(2021年度事後評価に係るもの)

本日は報告する事項

- 2021年度託送収支の事後評価において超過利潤累積額の基準を超えた事業者について、今般、料金改定届出を行った1社（会計年度1-12月事業者）※の料金改定届出の内容等の確認を行ったため、その結果を報告させていただく。

※ 超過利潤累積額の基準を超えた等の事業者は、期日までに料金改定届出を行わない場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長等の変更命令の対象となりうるところ、2023年1月1日が期日とされていた1社の確認を行った。

(参考) 確認対象事業者の概要

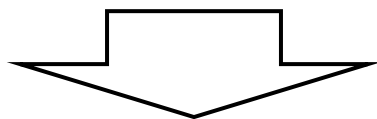
事業者名	一導／特導	創立	本店所在地	資本金	従業員数	供給区域	メーター取付数 (需要家数)	新規参入
犬山瓦斯	一導	1931年	愛知県犬山市	1億7,600万円	29名	愛知県犬山市、丹羽郡扶桑町、丹羽郡大口町	9,738個	無

※ 会社HP、2021年度ガス事業便覧及び事業者への聞き取りにより作成。

料金改定届出の妥当性確認における全体像

【確認内容】

- 新料金における需要量と費用の想定が、2019～2021年度の実績及び2022年度実績見込みを踏まえた合理的なものとなっているかを確認する。具体的には以下のとおり。
 - ①. 新料金における想定需要量が、2019～2021年度の需要量の実績や2022年度の需要量の実績見込みを考慮した数字となっているか
 - ②. 新料金における想定費用が、2019～2021年度の費用の実績や2022年度の費用の実績見込みを考慮した数字となっているか
- ※ 新料金の平均単価 = 新料金の想定費用 / 新料金の想定需要量



【対応案】

- 上記の確認の結果、今般の料金改定が妥当とは言い切れない事業者については、「2023年度の期中に、事業者自ら需要量や費用の状況を評価し、実績が想定と乖離している場合には、2024年度の事業開始までに合理的な値下げをすること。」を要請する。

新料金の改定率と2021年度託送収支における乖離率

- 料金改定届出を行った1社（会計年度1－12月事業者）の2021年度託送収支における乖離率計算書の数値並びに新料金における平均単価及び料金改定率は以下のとおり。

事業者名	乖離率計算書			新料金	
	想定単価 (円/m ³) (A)	実績単価 (円/m ³) (B)	乖離率 ※2	平均単価 (円/m ³) (C) ※1	料金改定率 ※3
犬山瓦斯	26.92	26.41	-1.9%	26.86	-0.2%

※1 平均単価＝新料金の想定費用／新料金の想定需要量

※2 乖離率＝(B－A)／A

※3 料金改定率＝(C－A)／A

①. 新料金における需要量の妥当性の確認

- 今般の料金改定において、新料金における想定需要量が、2019～2021年度の需要量実績や今後の需要量見込みを考慮した数字となっているかを確認した。
- 事業者から聴取した情報をもとに事務局で分析したところ、**2019～2021年度実績や2022年度実績見込みを踏まえ新料金の想定需要を見積もっており、おおむね妥当な想定**と考えられる。

妥当性	事業者名	需要量（千m ³ ）			
		2017～2019年度の 想定3年平均※2	2019～2021年度の 実績3年平均	2022年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
妥当と考えられる ※1	犬山瓦斯	21,852	22,156	22,669	22,878

※1 新料金の想定需要量が2022年度の需要量実績見込みを上回る事業者。

※2 原価算定期間の数値の平均

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

②. 新料金における費用の妥当性の確認

- 今般の料金改定において、新料金における想定費用が適正に算定されているか確認を行った。
- 今回確認した1社については、総括原価方式により原価を算定しているため、届出上限値方式を採用する場合と比べてより精緻に算定されていると考えられる。
- また、当該事業者の新料金における想定費用の考え方のヒアリング結果を踏まえても、新料金の想定はおおむね妥当なものと考えられる。

妥当性	事業者名	費用（千円）			
		2017～2019年度の 想定3年平均※1	2019～2021年度の 実績3年平均	2022年度の 実績見込み	新料金の 想定3年平均
妥当と考えられる	犬山瓦斯	558,870	534,558	557,538	562,580

旧料金における実績費用が旧料金の想定費用を下回るにもかかわらず、
新料金の想定費用が旧料金における実績費用を上回る合理的な理由（事業者へのヒアリング結果）

（旧料金における実績費用が旧料金の想定費用を下回った理由）

- 認可時に計上した比較査定対象ネットワーク費用（労務費、一般管理費等）に対し、実績計上された個別査定対象ネットワーク費用※2以外の費用が少なかったため。
- なお、新料金算定における想定営業費は、原資算定期間中の設備投資計画や要員計画等の事業計画に基づいて精緻に算定した見積額によって構成されているため、今後の託送収支においては、想定費用と実績費用で大きな乖離が生じることはないものと考えている。

（新料金の想定費用が旧料金における実績費用を上回る理由）

- 2022年10月より正社員が増員されたことにより、人件費が増加したもの。当該費用は今後も継続発生するものとなっている。

※1 原価算定期間の数値の平均。

※2 修繕費、固定資産除却費、減価償却費等、託送料金審査の際に個別に審査することとされた費目。

※※ 本表は、事業者から聴取した情報をもとに事務局で作成。

今般の料金改定届出内容の確認結果（まとめ）

- 前頁までの確認結果を踏まえ、今般の料金値下げを行った事業者1社については妥当な想定であると考えられる。

詳細確認 の対象		事業者名	乖離率計算書			新料金	
需要	費用		想定単価 (円/㎡) (A)	実績単価 (円/㎡) (B)	乖離率 ※2	平均単価 (円/㎡) (C) ※1	料金改定率 ※3
-	-	犬山瓦斯	26.92	26.41	-1.9%	26.86	-0.2%

※1 平均単価＝新料金の想定費用／新料金の想定需要量

※2 乖離率＝（B－A）／A

※3 料金改定率＝（C－A）／A